

地域づくりの土台として機能する ひきこもり支援の市町村プラットフォーム

——阪南市「草の根ネット」による居場所づくりの展開から学ぶ——

岩 田 光 宏

I はじめに

ひきこもり支援の「市町村プラットフォーム」は、現在の我が国におけるひきこもり支援施策において必須のしくみとされているが、その意義や運営のあり方についてはほとんど検討されておらず、自治体による設置も進んでいない。そこで本研究では、我が国におけるひきこもり支援施策の変遷を概観し、市町村プラットフォームの位置づけについて整理する。また、市町村プラットフォームを土台とした地域づくりの実践例を提示するとともに、これからのひきこもり支援で重要となるポイントの整理を試みる。

1. ひきこもり支援施策の変遷

我が国における本格的なひきこもり支援施策のはじまりは、厚生労働省が2009年から開始した「ひきこもり地域支援センター事業」であった。この事業の目的は「ひきこもり」の相談窓口の明確化であり、ひきこもり地域支援センターを設置した自治体に対して運営費の一部を国が補助するものであった。設置主体は都道府県および政令市であり、センターへの配置が求められる「ひきこもり支援コーディネーター」は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職とされた。都道府県および政令市には既に精神保健福祉法で定められた精神保健福祉センターが置かれており、そこに精神保健福祉関係の専門職が配置されていたため、多くの自治体は精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを併設した（太田，2020）。

また、この事業の開始と同時期に、厚生労働省は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省，2010）を発表し、ひきこもり地域支援センター等における相談支援方法のモデルを示した。このガイドラインは精神医学による診断を軸としたアセスメントを重視した指針であった。このように当初のひきこもり支援施策は、都道府県および政令市における精神保健福祉関係の専門職が中心となって、精神医学を基礎とした相談支援の提供を推奨するものであったと整理できる。

ひきこもり地域支援センターがすべての都道府県と政令市に設置されるには2018年までかかったが、それを待たず2010年代後半頃から、ひきこもり支援施策の方向性は変わっていくことになった。ひきこもりは精神保健福祉領域に限らない幅広い課題であるとの認識

が広がり、より身近な市町村域における対応が求められることになったのである。たとえば、2015年から本格実施となった生活困窮者自立支援制度では福祉事務所設置自治体に開設された相談窓口のなかでひきこもりの相談にも応じることになり、2021年には重層的支援体制整備事業が始まり、ひきこもりは地域福祉における複合的問題のひとつとして位置づけられることになった。

こうした流れのなかでひきこもり支援施策においても市町村がひきこもり支援に取り組めるよう拡充が図られた。2018年には市町村がひきこもり支援事業に補助金を活用しやすくするため「ひきこもりサポート事業」を改変し、2022年にはひきこもり地域支援センターの設置主体を基礎自治体である市町村に拡充するとともに、市町村が小規模の相談支援事業に取り組めるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を新設した。こうした予算拡充のなか、厚生労働省は2020年にひきこもり支援施策の推進に関する地域福祉課長通知を发出し、市区町村に対して、ひきこもり相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握、そして市町村プラットフォームの設置・運営の3つすべてを2021年度末までに取り組むことを求めた（厚生労働省、2020）。

以上の概観の通り、現在のひきこもり支援施策では、より身近な市町村域で取り組むことが目指されている。そしてその際に重視されていることは、相談窓口を設置して支援を提供することとともに、市町村プラットフォームを設置・運営することとなっている。

2. ひきこもり支援における市町村プラットフォームの位置づけ

そもそも「市町村プラットフォーム」とは、内閣官房に設置された「就職氷河期世代支援推進室」による「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」のなかで示されたものであった（内閣官房、2019）。その記述を見ると、まず就職氷河期世代支援の推進に向けて「当事者・支援団体、労使、地方の代表団体や有識者を構成員とする会議体」の全国版として「全国プラットフォーム」が開催され、その目的は「社会全体でこの課題に取り組む気運を醸成する」ためであるとされた。また、就職氷河期世代支援は「政府の取組のみで成し遂げられる性格のものではなく」関係団体などの協力が必要であるため、多様な関係者が施策の理解を深める場としてプラットフォームが重要であるとし、身近な市町村プラットフォームについては「画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し」ていくための場として重要であるとの記述もあった。そして同行動計画2021では、市町村プラットフォームは「各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築」の場であり、地域における多様な社会資源が参画することで、個別の相談に対して「相談・専門機関へのつなぎ・居場所への参加など、一人ひとりの状況に応じた支援」を実現するものであると、より具体的に示された（内閣官房、2021）。

こうした市町村プラットフォームの考え方が、就職氷河期世代支援と関連のあるひきこもり支援施策にも位置づけられることになった。前述した2020年の厚生労働省の通知では、就職氷河期世代支援における市町村プラットフォームについても言及されており、ひきこ

もり支援施策のなかでもそれが「官民の枠を超えて広く関係機関が連携・協働する支援のネットワークの構築を具現化する取組の一つである」と重視され、その設置・運営にあたっては「福祉関係機関と各分野の関係機関の連携にも留意しつつ、保健福祉関係部局に限らず、教育関係部局、農林関係部局、商工関係部局、労働関係部局、消費者関係部局等幅広い部局の参画をお願いするとともに、各部局から関係する民間団体、民間企業、NPO 法人等に対し、市町村プラットフォームへの参画を幅広く要請されたい」と書かれていた。

以上をまとめると市町村プラットフォームとは、自治体による公的支援のみでは取り組むことが困難な就職氷河期世代支援およびひきこもり支援といった課題に対して、さまざまな関係者が集い課題の理解を深める場、および地域の実情に応じた支援体制を協力的に構築するための場であり、そうした気運を醸成するためのしくみであると整理できる。また、相談支援に従事する関係者が連携し、ネットワークによって個別の相談支援の充実を図る、支援実践のための場でもあると整理できる。

このように市町村プラットフォームとは、ひきこもり支援という困難な課題を地域で取り組むために導入された多義的なしくみであった。これからの市町村域におけるひきこもり支援に必須とされ、その中核に位置づけられているため、その意義を実現するには早急に設置して慎重に運用していかなければならない。しかし厚生労働省（2023）によると、2023年3月時点において市町村プラットフォームを設置している自治体は69.2%に留まっている。また、市町村プラットフォームの望ましい設置・運営方法はまったく整理されておらず、「地域の実情に応じて」という理由の基で、あいまいなまま各自治体に委ねられてしまっている。市町村プラットフォームの設置方法について、「既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能」であるという記述や、「会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる」「小規模自治体（町村）においては、関係者間での協議体を設置せず、役場内の業務連絡会議等を『プラットフォーム』として位置づけ」て対外的に公表してもよい、といった記述が見られる。こうした記述からは、市町村プラットフォームによって何を実現するのかという目的が置き去りにされて設置すること自体を目的としているとの印象を抱かざるを得ない。何を大切にするのかといった方向性を整理した上で設置・運営方法を具体的に工夫していかなければ、設置する自治体が増えていったとしても、せっかくのプラットフォームが形式的なものに陥ってしまうだろう。

3. 本研究の目的

したがって、これから身近な市町村域におけるひきこもり支援を充実させていくためには、その中心となるべき市町村プラットフォームの設置・運営のあり方を具体的に示し、その際に重視すべきポイントを整理しておく必要がある。しかしひきこもり支援の市町村プラットフォームに関する先行研究は皆無である。そこで本研究では、筆者が関与している大阪府阪南市におけるひきこもり支援の市町村プラットフォームを中心とした地域づ

くりの実践について報告する。ひとつの自治体の市町村プラットフォームの実態を詳しく示すとともに、その経緯と展開に関する考察を通じて、これからの市町村域におけるひきこもり支援のあり方について検討する。本研究がきっかけとなり市町村プラットフォームの運用方法に関する議論が活発になり、新たなひきこもり支援のモデル構築が進むことが期待できる。

II 方法

大阪府阪南市（2020年時点、人口約5万人、約2万世帯）における市町村プラットフォームを中心としたひきこもり支援の実態をモデルとして提示した。阪南市のひきこもりの市町村プラットフォームは、2019年に「ひきこもり支援草の根ネットワーク」として立ち上げられ、2022年からは「ひきこもり・地域の居場所づくり支援草の根ネットワーク」（以下、「草の根ネット」）として活動が継続されている。筆者は2021年から現在（2024年12月）に至るまで「草の根ネット」に参加している。

「草の根ネット」は、2021年の「第3回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」にて市町村プラットフォームの先行設置事例として紹介された（厚生労働省、2021）。また2023年には、厚生労働省の地域共生社会を推進するサイトにおいて「重層的支援体制整備事業実施自治体の事例」として阪南市の取り組みが紹介されるなか、参加支援のひとつとして「草の根ネット」の経緯が示された（阪南市健康福祉部市民福祉課、2023）。このように「草の根ネット」はひきこもりの市町村プラットフォームの先進事例であると言え、本研究の対象として適していると言える。

本研究では、これまでに公表されている資料（厚生労働省、2021；阪南市健康福祉部市民福祉課、2023）を参考に「草の根ネット」の経緯と展開をまとめるとともに、現在（2024年12月）に至るまでの展開についても整理して示した。その上でひきこもり支援における市町村プラットフォームの意義について考察し、これからの市町村域におけるひきこもり支援のあり方について検討した。なお、本研究において「草の根ネット」の経緯および展開を発表することについて所管課である阪南市市民福祉課を含む「草の根ネット」にて同意を得ている。

III 結果

1. 「草の根ネット」の概要

「草の根ネット」の定例会議（全体会）は隔月の頻度で年6回開催されており、1回あたり90分間であった。事務局は阪南市役所において重層的支援体制整備事業等を所管する市民福祉課が担っていた。

定例会議の参加者の多くは、事務局（阪南市）が出す依頼文書に応じて出務する関係機関の担当者であった。しかしそうした参加者に限らず、当日予約なしで誰でも出席することができるのが「草の根ネット」の大きな特徴であった。そのためひきこもり経験のある本人および家族も参加するし、市外の者であっても参加することができる。これまで参加

したのは、社会福祉協議会、医療機関、障害福祉サービス事業所、NPO 法人、社会福祉法人、地域包括支援センター、公民館、教育委員会、保健所といった関係機関の職員や、コミュニティソーシャルワーカー、市議会議員、大阪府ひきこもり地域支援センターのコーディネーターなど多様であり、平均的な出席者は20名程度であった。参加者の紹介や、後述するひきこもり講座の受講者などによって随時新しい参加者があった。

定例会議では、参加者の自己紹介および近況報告を中心とした交流の時間が多くを占めていた。すなわち参加者の出会い・関係作りの場であるとともに、ひきこもり支援に関するそれぞれの活動状況を報告し、その意義を確認し合う場となっていた。一方、相談支援の対象となる個別の事例を取り上げて、支援方針や関係機関の役割分担を検討するような話し合いは行われていなかった。

「草の根ネット」には分科会が置かれ、具体的なテーマに関する検討および活動の企画が行われていた。定例会議（全体会）の時間内に、分科会に分かれて話し合う場がもたれることもあるが、主には別の時間に任意団体として活動されていた。

2. 「草の根ネット」の経緯と展開

「草の根ネット」が立ち上げられたきっかけは、公民館が開催する「ひきこもり」に関する講座であった。2018年度に阪南市立尾崎公民館が地域住民に向けた生涯学習の取り組みのひとつとして「地域課題解決講座」を企画し、具体的なテーマとして「ひきこもり支援講座」を開催した。これは誰でも無料で参加できる講座であり、ひきこもり経験者およびその家族を含む、ひきこもりに関心のある地域住民等が市内外から参加した。この講座はその後も毎年開催されることになり、例年3～4か月間に4～6回の連続講座として実施され、各回20名程の参加者があった。2024年度も「ひきこもり・地域の居場所づくり支援講座」として4回の開催が予定されている。

このひきこもりに関心のある地域住民が集う講座の受講者が中心となって、2019年11月に「ひきこもり支援草の根ネットワーク」が立ち上げられた。事務局は阪南市役所内に置かれたが、ネットワークを構成したのは講座を受講していたひきこもり経験者およびその家族や、ひきこもり支援を行っている NPO 法人などであり、関心のある人は市内外問わず誰でも参加できる場として始まった。

その後、コロナ禍による一時中断を経て、2020年7月から月1回の定例会議が再開され、当初は主にひきこもり経験者の声を聴く学習会などが行われた。2021年度からは隔月開催となり、厚生労働省や大阪府による啓発イベントを阪南市内に招致して開催する企画などが話し合われた。具体的には「ひきこもりをとらえなおす（2020年11月）」「ひきこもり UX ラウンジ（2021年2月）」「ひきこもり UX 女子会（2021年10月）」の開催によって市内外から多くの者が訪れ、阪南市におけるひきこもり支援に対する気運が高められた。

2021年10月の定例会議からは、参加者の関心のあるテーマに分かれてグループ討議を行うことが試みられた。2022年度には「草の根ネット」の目的に「地域の居場所づくり支援」が加えられ、市町村プラットフォームの名称が「ひきこもり・地域の居場所づくり支援草

の根ネットワーク」に変更された。同時に、定例会のなかで分かれて討議をしていたグループが発展し、分科会（活動体）が立ち上げられた。分科会は、地域イベントへの参加やSNSを活用した啓発活動などを行う「イベント部会」、子ども食堂などの地域の居場所の見学等を行い連携を模索する「居場所部会」、そして支援ニーズを話し合い支援体制のあり方などを検討する「当事者・家族・相談部会」の3つであり、「草の根ネット」の参加者はいつでも好きな分科会に入って活動できる体制となった。

2022年度には、イベント部会（部会名「ぼちぼちいこらyo!」）では、部会のインスタグラムを開設するとともに地域のお祭りに出店するなどの方法で啓発活動を重ねた。居場所部会（同「虹みっけ」）では、市内外の子ども食堂や学習支援を行っている居場所の見学を行ったり、地域活動への場所の提供を考えている団体との意見交換を行った。「当事者・家族・相談部会」では多様な居場所の必要性が話し合われ、その結果、前述した公民館講座の受講者のフォローアップの場として「ひきこもり家族等の交流会」を定例開催することになった。この交流会は家族のための居場所づくりとして始められたが、誰でも無料で参加できる場であることが大切にされ、講座を受講していたひきこもり経験者や支援者等も参加することになった。

2023年度には、イベント部会および居場所部会の活動を通じてひきこもり支援に関心を持った地域住民が新たに「草の根ネット」の定例会議（全体会）に参加することが続いた。定例会議（全体会）では主にボードゲーム（誰でも簡単に遊べるいろいろなアナログゲーム）を活用した居場所づくりのアイデアが話し合われ、地域カフェの一部を借りて居場所を開設する試みが行われた。また、ひきこもり家族等の交流会は、正式に「まんまの会」という名称の家族会に発展した。「まんまの会」とは「そのまんまでいい」と肯定することを大切したいという願いから名付けられ、市民活動センターの登録団体となり、隔月の頻度で交流会が開催されることになった。この会は引き続き誰でも無料で参加できる場とされ、ひきこもり経験者や支援者等の参加もある。また多様な交流方法を通じたピアサポートが重視されており、会のなかで悩みを語り合うだけでなく絵本を読み感想を伝え合ったり、地域イベントのフリーマーケットに出店するなどの活動も行われている。

2024年度には、イベント部会の参加者が中心となって立ち上げられた実行委員会によって音楽イベントが開催された。このイベント「泉州トリガーフェス」は、「ひきこもり当事者がきっかけを見つけるための音楽フェス」として企画され、ひきこもり当事者による演奏だけでなく作品展示や体験談発表なども行われた。9月の第1回フェスでは約300人が市内外から訪れ、その様子は地域テレビ局の番組で紹介された。「草の根ネット」のなかでも、このイベントの準備や当日の協力体制などが話し合われた。なお、2025年3月には第2回フェスが予定されている。

IV 考察

阪南市におけるひきこもり支援の市町村プラットフォーム「草の根ネット」は、ひきこもり支援に関心がある住民のための講座の受講者により立ち上げられ、誰でも参加できる

場として定期的には開催された。そこは、相談支援における連携強化を目指した事例検討等を行う場ではなく、参加者が出会い交流することが重視される場であった。そしてプラットフォームに関わる人々がゆるやかに繋がるなか、ひきこもりの家族会が立ち上げられたり、実行委員会による定期的な啓発イベントが企画されたりなど、ひきこもり経験者と家族および関係者だけでなく、さまざまな立場の人々が参加できる地域の居場所づくりが広がっていた。すなわち「草の根ネット」は、ひきこもり支援における地域づくりの土台として機能していたと言える。

こうした「草の根ネット」による地域づくりは、地域共生社会を推進する活動として整理できる。地域共生社会すなわち特定の人を排除せずに共生していく地域を実現するためには、その地域における多様な主体が自分事として地域づくりに参加することが求められる。具体的には制度・分野ごとの縦割りを超えた取り組みや、「支え手／受け手」という固定的な関係を超えて支え合うことが重要である（厚生労働省、2017）。ひきこもり支援における地域づくりでは、ひきこもりの本人と家族および関係者が排除されずに安心して過ごせる社会が目指され、そのためには多様な主体の参加による居場所づくりの推進が重要である。「草の根ネット」が土台となって展開された地域づくりは、そのような地域共生社会の実現に向けた活動であったと考えられる。

以下では、具体的に「草の根ネット」のどのような特徴が地域づくりに寄与していたのかについて検討する。その上で、これからの地域におけるひきこもり支援のなかで重視されるべき考え方について整理を試みる。

1. 「誰でも参加できる場」という形式により社会にメッセージを発信

「草の根ネット」は、ひきこもり支援に関するプラットフォームの開催を自治体呼びかけ、そこに関心のある人は誰でも参加できる、という形式が特徴的であった。この形式は、「ひきこもりは社会全体で取り組む課題である」というメッセージを発信していると考えられる。ひきこもり支援における地域づくりには第一にこのメッセージが必要であると考える。

ひきこもりは自己責任論によって社会から他人事として排除されることで、長期化して孤独・孤立に陥ってしまうという課題である。この課題に対して、ひきこもりの経験者や家族および関心の強いNPO等が居場所づくりなどに取り組むことは重要であるが、それだけでは「非」ひきこもりの人々が課題に関与することは非常に困難である。社会全体の課題としての認識を広げるためには、まず自治体が「公的に」市町村プラットフォームを開催することを通じて、多くの住民に対して誰もが自分事として考えて取り組む課題であることを示すことが重要である。

そして、その際に、プラットフォームの参加者を自治体から依頼する関係者のみに限定しないことも重要である。プラットフォームの参加者を関係者に限定する形式は、その課題は専門家などの関係者のみで解決する問題であるとのメッセージを生むだろう。誰でも参加できるという形式だからこそ、どのような立場の人でも取り組める課題であり、取り

組むことが望ましいというメッセージを伝えることができる。

地域共生社会の推進には立場を超えた多様な主体の参加が必要であるため、ひきこもりの市町村プラットフォームに最も重要なのは、誰もが参加できる状況であると考えられる。誰もが参加できる形式として運営することによって、ひきこもり支援の地域づくりを社会全体で取り組む可能性が広がると言える。

2. 「出会い交流の場」による居場所としての機能

「草の根ネット」の定例会議は、対象者の問題解決を目指した事例検討等を行う場ではなかった。参加者の自己紹介と近況報告の時間を大切にする場として継続されていた。それは参加者同士が安心して出会うことができる場であり、定期的に繋がりを確認する場であったと言える。またひきこもり支援や居場所づくりに関するそれぞれの活動を報告することによって、お互いの活動の社会的な意義を認め合う場でもあったと言える。すなわちひきこもりの市町村プラットフォームである「草の根ネット」自体が、参加者にとって安心して過ごせる居場所として機能しており、それが地域づくりの土台として重要であったと考えられる。

ひきこもりという課題は短期的に解決できる問題ではないため、早急に解決を目指そうとすると現状に対する否定から状況が悪化することも少なくない。そのなかで多くのひきこもりの本人と家族および関係者は慢性的な疲労感を抱えている。問題解決を目指す場は、解決へのヒントが得られるメリットもあるが、目標に達していない現実に対して否定的な気分を抱く機会にもなりかねない。したがってひきこもり支援に長期的に取り組むためには、関係者がお互いにケアされる場が必要である。

問題解決を目指す場では、できるだけ早く問題を解決するために、参加者がそれぞれの役割や専門性を活かして話し合う関係を持つことになる。他方、居場所ではお互いにケアされることが重視されるため、そこでの関係性は、それぞれの立場を超えたいわば人と人とのつきあいに近いものになる。「草の根ネット」における参加者の関係は、同じ地域でひきこもりや居場所づくりというテーマに関わるという共通点を持って集い、それぞれの活動を労い合うものであった。すなわち広義の「ピアサポート」の関係であったと言える。ピアサポート関係では、短期間での解決を目指すのではなく、時間をかけてゆっくり醸成されることが重視される。出会いと交流の時間を重視していた「草の根ネット」が定期的で開催されることによって、関係者によるそのような関係性を維持することができたと考えられる。

なお、問題解決を目指す支援に対して、対象者と繋がり続けること自体を目指す支援のことを「伴走型支援」という（厚生労働省、2019）。「草の根ネット」のなかで参加者間の関係が継続し、ケア関係が醸成されていくことは、ひきこもり支援の関係者が伴走型支援のモデルを体験的に学ぶ機会にもなると考えられる。

地域共生社会の推進のためには、支援者や専門家および当事者や家族といった固定的な立場を超えて、相互的な関係性を築くことが重要である。ひきこもりの市町村プラット

フォームが相互的なケアを重視した居場所として機能することは、地域における支援体制を長期的に構築する土台になるとともに、ひきこもり支援のなかで伴走型支援が行われる土壌を提供することにもなると考えられる。

3. 「アドボカシー」の視点による居場所づくりの推進

「草の根ネット」に関わる人々のゆるやかな繋がりから、家族会の立ち上げや啓発イベントの開催が生じており、さまざまな立場の住民が参加できる地域の居場所づくりが展開されていた。「草の根ネット」自体がそうした活動の主体になっていたわけではないが、全体会および分科会を通じた参加者のつながりからさまざまな新しい取り組みが起っていた。「草の根ネット」が「誰でも参加できる場」および「出会い交流の場」であり、ひきこもり支援における地域づくりの土台として機能していたことによって、地域に新しい居場所がもたらされたと考えられる。

ひきこもりなど孤独・孤立の問題では、本人や家族等から援助を要請できないことが課題である。自己責任論によりいったん孤立してしまうと声をあげることが困難になり、声をあげられないがゆえに社会のなかで孤立を深めてしまう、という排除に至るサイクルがある。ひきこもりの本人や家族等について生きづらさを抱えているにも関わらず社会から排除されている人々であると捉えると、社会の側から声を聴こうとする「アドボカシー」の視点による支援が必要になると考えられる。ひきこもりの相談窓口を設置してその存在を周知する取り組みも重要だが、援助要請ができなかったり拒否してしまう者には、その方法の支援は届けられない。より重要なのは、社会の側からそのような人々がつながりやすい居場所を提供しようと努めることであり、そうした地域づくりを通じてひきこもりを否定しない社会を実現していくことである。このようなアドボカシーの視点に基づく居場所づくりの活動が生じるには、その土台として、ひきこもり支援は社会全体で取り組む課題であるとの認識が必要である。ひきこもりを本人や家族といった個々の責任に帰するのではなく、さまざまな立場の人々が取り組むべき社会の課題であると捉えるからこそ、社会の側を変えようとする活動が可能になると言える。

また、障害などの生きづらさを個人の問題として捉えてその治療や改善を図る「医学モデル」の考え方に対して、社会的障壁の問題として捉えて合理的配慮の提供を行おうとする考え方を「社会モデル」という。社会モデルの視点で捉えると、ひきこもりの本人や家族等に対する社会的障壁に対して、安心して繋がることのできる居場所という配慮の提供が重要であると考えられる。その際、さまざまな状態のひきこもりの本人や家族等に応じるには、できるだけ多様な居場所が必要になる。ここでいう居場所とは、いわゆるハコものの施設に限らず人との繋がりや一時的な機会も含む、安心して繋がることのできる人や機会や場所を指す。そのような多様な居場所のある地域を創るには、さまざまな人々がいわばアドボケイトとして活動していく必要がある。そうした活動が生じ継続されるためには、まず活動する人自身が定期的にケアされ活動の意義を確認する場が必要である。

「草の根ネット」は、ひきこもりを社会全体で取り組む課題であるとの認識を広め、ア

ドボケイトとして居場所づくりに取り組む人々を支える場であったと整理できる。そうした土台があるなかで、地域の新しい居場所づくりが展開されていくことが可能になったと考えられる。

本研究では阪南市の「草の根ネット」の取り組みから、地域づくりの土台となる市町村プラットフォームのあり方について検討した。市町村プラットフォームは多義的なしくみとしてひきこもり支援施策に位置付けられ、その役割の明確化は各自治体に委ねられている。本研究で示したようにこれからの身近な市町村域におけるひきこもり支援では、地域共生社会の実現を見据えた居場所づくりの展開が欠かせないだろう。その際に、市町村プラットフォームは地域づくりの土台として機能することが重要であると考えられる。

4. これからのひきこもり支援におけるキーワードの整理（試論）

本研究では、地域におけるひきこもり支援の中心となる市町村プラットフォームのあり方について、大阪府阪南市の活動例を通じて検討を行った。最後にここまでの検討から示された今後のひきこもり支援で重要となるポイントについての整理を試みる。

表は「これまで」（2010代前半頃）のひきこもり支援施策において重視されてきたキーワードと、「これから」重視することが求められるキーワードを対比させて整理したものである。本研究で示した市町村プラットフォームによる地域づくりのポイントを理解しやすいよう、あえて対比して提示することを試みた表であり、「これまで」に示したキーワードを不要であると否定する意図はない。

表 ひきこもり支援施策において重視されるキーワードの比較

注：「これまで」の項目がこれから不要になるという意味ではない

	これまで（2010年代前半頃）	これから
支援施策の主体	都道府県・政令市	市町村
支援の担い手	専門職（特に精神保健福祉関係）	地域住民を含む多様な主体
ひきこもりの捉え方・支援モデル	問題のあるケース（悩みのある本人と家族）・医学モデル	アドボカシーの対象（排除による孤独・孤立）・社会モデル
支援の焦点・主な方法	個別の問題に対する治療や支援 問題解決型アプローチ	居場所（人・機会・場所）におけるケア 伴走型アプローチ
コミュニティ支援の焦点	早期発見・早期治療による予防	地域共生社会の推進（社会的包摂）
ネットワーク・プラットフォームの形式	関係者による連携会議 専門性に応じた役割分担	誰でも参加できる場 関係者が出会い交流する場
支援の評価ポイント	ひきこもり問題が解決したか （受療，就労，自立したか）	地域に多様な居場所が増えたか 人々の繋がりが広がったか（孤独感から安心感へ）

「これまで」のひきこもり支援では、公的な支援施策の主体は主に都道府県・政令市に置かれたひきこもり地域支援センターであり、そこに配置された精神医学的な知識を有する専門職が相談支援を担った。ひきこもりは問題のあるケース（困って来談する家族や本

人)であると捉えられ、個別性を重視した治療や支援の提供が推奨された。すなわち医学モデルによる問題解決型のアプローチが中心であった。コミュニティ支援の焦点は、早期発見・早期治療による二次予防であり、ネットワーク会議の場では主に相談支援における関係者による専門性に応じた役割分担が話し合われた。こうした支援の有効性を評価するポイントは、ひきこもり問題が解決したかであり、すなわち受療や支援につながり、支援によって自立がもたらされたか(主には就労したか)という点であった。

他方、「これから」のひきこもり支援では、公的な支援施策の主体は住民にとってより身近な市町村となる。地域におけるひきこもり支援の担い手は、地域住民を含む多様な主体である。ひきこもりは声をあげられず孤独・孤立状態に追い込まれた者であるとして、アドボカシーの対象と捉えることが求められる。支援の焦点は、社会モデルの視点により、安心して繋がることができる人、機会、場所すなわち居場所を社会の側から提供することであり、ひきこもりを否定しない地域づくりを進めることである。コミュニティ支援の焦点は、地域共生社会の推進による社会的包摂であり、プラットフォームは多くの参加者が出会い交流する場であることが望ましい。すなわち誰でも参加できる市町村プラットフォームの設置・運営であり、そのなかで活動の社会的意義を認め合うことである。こうした取り組みの評価は、多様な居場所づくりが展開したか、人々のつながりが広がったかどうかで判断されるべきであろう。

繰り返しになるが、これまでのひきこもり支援施策において重視されていた専門的な個別相談支援の充実が不要であるというわけではない。公的支援としての相談支援体制の構築も重要な課題である。しかし社会に向けた取り組みがない状態では、問題解決を目指す支援が個人を社会に適応させようとする一方的な活動に陥ってしまう。本研究で示した地域づくりが土台として存在することによって、相談支援のあり方も変わることが期待できる。ひきこもりの本人や家族等にとって支援者との出会いが安心して繋がることのできる最初の居場所になるには、まず相談支援の担当者が安心して伴走型支援を提供できる環境が必要だからである。

V 今後の課題

今後、本研究で示した市町村プラットフォームの意義をさらに明確化するには、より詳細な調査等を行い多角的に分析していく必要がある。また他の自治体における市町村プラットフォームの実態を整理し、比較することなどを通じて、さまざまな地域に応じたプラットフォームのあり方を探ることも重要な課題である。

〔付記〕

本研究は2024年度大阪経済大学特別研究費の助成を受けた。また、本研究の一部は日本心理臨床学会第43回大会にて発表を行った。

引用文献

- 阪南市健康福祉部市民福祉課 2023 阪南市の「重層的支援体制整備事業」：誰も一人ぼっちにしない，誰も排除しないまち，厚生労働省令和5年度重層的支援体制整備事業実施自治体の事例紹介ページ，〈<https://www.mhlw.go.jp/content/272329hannnanssi-oosaka-R5.pdf>〉2025年1月7日閲覧確認
- 厚生労働省 2010 ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン，
- 厚生労働省 2017 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について，平成29年12月12日局長通知，
- 厚生労働省 2019 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ，〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>〉2025年1月7日閲覧確認
- 厚生労働省 2020 ひきこもり支援施策の推進について，令和2年10月27日地域福祉課長通知，
- 厚生労働省 2021 大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組：ひきこもり支援・草の根ネットワーク，市町村プラットフォームの先行設置事例等について，内閣官房第3回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム配布資料，〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/suishin_platform/dai3/gijisidai.html〉2025年1月7日閲覧確認
- 厚生労働省 2023 ひきこもり支援施策について（行政説明基本資料），第166回市町村セミナー配布資料，〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33289.html〉2025年1月7日閲覧確認
- 内閣官房 2019 就職氷河期世代支援に関する行動計画2019，〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/keikaku2019/index.html〉2025年1月7日閲覧確認
- 内閣官房 2021 就職氷河期世代支援に関する行動計画2021，〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/keikaku2021/index.html〉2025年1月7日閲覧確認
- 太田順一郎 2020 支援の枠組みに関するこの10年の変化，こころの科学，212：29-34，